

登録電気工事業者変更届出（承継等）一覧表

No.	1	2	3	4
提出書類 変更事項	譲受承継	相続承継	合併	分割
登録電気工事業者承継届出書（様式第6）				
電気工事業譲渡証明書（様式第8）				
登録電気工事業者相続同意証明書（様式第9）：「選定相続」				
登録電気工事業者相続証明書（様式第10）：「1人相続」				
電気工事業承継証明書（様式第10の2）				
誓約書兼主任電気工事士雇用証明書				
備付器具調書				
標識仕様書				
届出者が個人の場合：住民票抄本				
届出者が法人の場合：履歴事項全部証明書				
法人から法人へ事業を譲渡する場合：事業の譲渡契約書等の写し				
被相続人の戸籍謄本等（相続人全員が記載されているもの） 「被相続人」は電気工事業の地位を譲り渡す者を指します。				

承継等の手続と同時に、氏名又は名称、住所、主任電気工事士等を変更する場合は、同時に登録事項等変更届書を提出して登録証の訂正を受ける必要があります。

変更事項によっては**手数料2,200円が必要**となります。登録事項の変更に関する案内も必ず確認してください。

電気工事業の【登録の変更（承継等）】手続

この案内は、既に登録している方が、その登録を承継等する際にお読みいただくものです。

建設業許可をお持ちの方、自家用電気工作物の工事のみを行う方は別の手続になります。

【提出方法・問合せ先】

1 提出方法

(1) 提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）としてください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類の到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

(2) 提出書類等を電子申請で提出

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

送信データの到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

氏名・名称、住所地等などの登録事項の変更に関することは、別途、「登録事項変更届出書」を郵送により提出してください。

登録事項の変更について、詳しくは、当課のホームページ「登録・届出等の変更手続」を御覧ください。

「登録・届出等の変更手続」のページは、埼玉県ホームページ（トップページ）の番号検索で「2674」と入力・検索してください。

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL：048-830-8435

FAX：048-830-8444

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

【 注意事項 】

- 1 提出書類は、A 4 サイズで 1 部作成してください。
- 2 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを 1 部作成し、同封してください。
審査終了後、收受印を押印し登録証とともに返送します。
- 3 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。
お手元に控えを 1 部、残すようにしてください。
- 4 住民票抄本（又は履歴事項全部証明書）は申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りません。
- 5 同時に登録事項等変更届を提出する場合は、住民票抄本等の重複する書類は 1 通のみ添付してください。
- 6 建設業許可を取得した場合は、開始届出の手続きが必要です。詳しくは「届出に該当する事業者の手続」で確認してください。

【 各変更事項について 】

No . 1) 譲受承継

個人事業主が法人化した場合や、他者に事業を譲渡した場合などです。

承継の手続と同時に、氏名又は名称の変更も必要です。

No . 2) 相続承継

個人事業主が死亡した場合の手続です。

No . 3 ・ 4) 合併・分割

法人を合併又は分割し、新設した法人が電気工事業の全てを引き継ぐ場合です。